

令和 7 年度

上山市ニホンザル有害捕獲実施計画書

令和 7 年 4 月

上 山 市

《 目 次 》

1	生息状況	1
2	被害状況	2
3	被害対策等	3
4	捕獲計画	6
5	計画期間	6
6	生息分布及び被害区域図	6

令和7年度 上山市ニホンザル有害捕獲実施計画書

1 生息状況（頭数は推定頭数、群れの名称は任意、行動域の地名は主なもの）

群れの名称	頭 数	行 動 域
よし かり 群 芳 刈 群	40頭	蔵王地区から芳刈放牧場南部を経て、菖蒲・大門・小倉・権現堂地区にかけて生息する群れで、近年、生息域を西側、南側及び北側に拡大し住宅地への侵入も見られる。
は やま 群 葉 山 群	35頭	葉山・三吉山を中心に、中川地区の堀切から高野・甲石・仙石・糸目、本庁地区の金生の一部にかけて生息しており、時折、市街地への侵入も見られる。
こう や 群 高 野 群	25頭	主に葉山の北側斜面に生息して甲石・高野・永野地区の狭い範囲で行動していたが、徐々に南側斜面、宮生地区での滞留時間が長くなってきており、生息域が葉山全体のエリアとなっている。そのため、生息域は北部域では葉山群と重なっている。住宅地への侵入も見られる。
あずま 群 東 群	25頭	主に呑岡山を中心とした狭い地域内に生息しており、夏を中心に生居川ダム北側にも出没する。秋から春先にかけては小笹から菖蒲にかけて出没し、住宅地への侵入も見られる。
ほん じょう 群 本 庄 群	35頭	冬季間は松沢山から檜下付近に滞在するが、春から秋にかけては、前川ダム付近まで移動する行動範囲の大きい群れで、果樹の収穫期に果樹園付近に滞在することが多く、被害の大きい群れとなっている。住宅地への侵入も見られる。
あか やま 群 赤 山 群 (七ヶ宿町：C群)	35頭	七ヶ宿町のC群と同じ群れであり、檜下・赤山・金山・皆沢地区から宮城県七ヶ宿町にかけて行動する。特に冬季間は赤山・金山・檜下地区の山林に滞在することが多い。
かわ ぐち 群 川 口 群	30頭	主に前川ダム周辺の山中から川口地区及び竜沢地区に生息し、国道13号・奥羽本線下の前川のトンネルを通して国道をはさんで移動する。最近では北側に生息域を拡大し住宅地への侵入も見られる。
群れ頭数計	225頭	
ハナレザル	25頭	ハナレザルについては、1頭単独で行動する個体、2～3頭の小グループで行動するものが増えており、農作物の被害地域のほか、群れがいないとされている本市北西部地域での確認・被害が多くなっているほか、市街地での出没も確認されている。
計	250頭	

※ 添付図面の生息分布及び被害地域図参照。

2 被害状況

地 域 名	群れ名称	被害状況等	被害作物	被害金額 (R 5)	被害 時期
西郷地区 (小穴・細谷・塩 崎・赤坂・川口・ 石曽根・高松等)	本庄群 川口群	果樹等の農作物 被害に加え住宅 侵入がある	果樹(おうとう、ぶ どう、西洋なし、り んご、すもも等)、す いか、野菜、豆類	千円 2,832	4月 ～ 3月
本庄地区 (柏木・金山・赤 山・檜下・皆沢・ 三上等)	本庄群 赤山群 (七ヶ宿町：C群)(高島 町：二井宿I群)	果樹等の農作物 被害に加え住宅 侵入がある	果樹(おうとう、ぶ どう、西洋なし、り んご、すもも等)、す いか、野菜、豆類		4月 ～ 3月
東地区 (菖蒲・大門・久 保川・小笹・原 口・須田板等)	東群 芳刈群 本庄群	果樹等の農作物 被害に加え住宅 侵入がある	果樹(おうとう、ぶ どう、西洋なし等)、 野菜、豆類、水稻		4月 ～ 3月
宮生地区 (泥部・上生居・ 中生居・下生居・ 宮脇・金生等)	葉山群 高野群 東群 芳刈群	果樹等の農作物 被害に加え住宅 侵入がある	果樹(おうとう、ぶ どう、ワインぶどう、 西洋なし等)、野菜、 豆類		4月 ～ 3月
中川地区 (糸目・仙石・足 の口・高野・永 野・堀切・権現 堂・薄沢・蔵王等)	芳刈群 葉山群 高野群	果樹等の農作物 被害に加え住宅 侵入がある	果樹(おうとう、ぶ どう、西洋なし、す もも、柿等)、野菜、 豆類、水稻		4月 ～ 3月
中山地区 (坊沢・長峰・揚 橋・駅裏等)	川口群 本庄群 (高島町：時沢I群)	果樹等の農作物 被害に加え住宅 侵入がある	果樹(おうとう、ぶ どう、すもも等)、 すいか、野菜、 豆類		4月 ～ 3月
その他の地区	ハナレザル等	果樹等の農作物 被害に加え住宅 侵入がある	果樹類、野菜類、 豆類、		4月 ～ 3月

※添付図面の生息分布及び被害地域図参照。

3 被害対策等

農地や集落など人の生活領域に接近、侵入することを防止し、被害を発生させる状況を減らしていくとともに捕獲等を実施する。

地 域	管理対策等			
	区 分	被害防除対策	生息環境管理	捕獲等の実施
西郷地区 ＜群れ＞ 本庄群 川口群	現 状	・防護柵等の設置 ・広域防護柵の設置 R4 2,500m ・防護ネット ・花火による追払い ・追払いパトロール	・誘引要因（廃棄・取り残し・収穫放棄農作物、野外放置生ゴミ、藪等）の除去の指導 ・園地隣接の雑木除去	・有害なサルの捕獲 ・追払いの実施 ・生息域調査の実施
	問題点	・人馴れが進み住宅への侵入や老人、女性、子供などは逆に威嚇される。 ・農作物への執着心が強く、奥山までの追払いができず効果が一時的なため、被害者の追払いが緩慢になっている。	・収穫しない農作物除去の不徹底等 ・被害農地周辺に山林や河川の立木があるため侵入が容易 ・耕作放棄地の増加	・人馴れが進み人身被害の恐れがある。 ・農作物への執着心が強く被害農地付近の里山に一定期間定住化する傾向が見られる。
	対 策	・防護柵等の普及拡大・維持管理 ・地域自主防除体制への支援 ・地域主体の組織的追払い活動 ・追払いパトロールの継続実施 ・各種広報による啓発と情報提供 ・広域防護柵の設置・維持管理	・誘引要因（廃棄・取り残しや収穫放棄農作物、野外放置生ゴミ、藪等）の除去の徹底 ・人工林の適正管理 ・里山の整備と天然林の保全 ・耕作放棄地の管理	・加害個体の捕獲（本庄群 15 頭、川口群 10 頭で計 25 頭） ・隣接群との関係を踏まえた追払いの実施 ・生息域調査の実施
本庄地区 ＜群れ＞ 本庄群 赤山群（七ヶ宿町：C 群と同群） * 高島町の筋 I 群が隣接	現 状	・防護柵等の設置 ・防護ネット ・花火による追払い ・追払いパトロール ・接近警戒システムの設置（1 基）	・誘引要因（廃棄・取り残し・収穫放棄農作物、野外放置生ゴミ、藪等）の除去の指導 ・園地隣接の雑木除去	・有害なサルの捕獲 ・追払いの実施 ・生息域調査の実施
	問題点	・人馴れが進み住宅への侵入や老人、女性、子供などは逆に威嚇される。 ・農作物への執着心が強く、奥山までの追払いができず効果が一時的なため、被害者の追払いが緩慢になっている。	・収穫しない農作物除去の不徹底等 ・被害農地周辺に山林や河川の立木があるため侵入が容易 ・耕作放棄地の増加	・人馴れが進み人身被害の恐れがある。 ・農作物への執着心が強く被害農地付近の里山に一定期間定住化する傾向が見られる。
	対 策	・防護柵等の普及拡大・維持管理 ・接近警戒システムの有効活用 ・地域自主防除体制への支援 ・地域主体の組織的追払い活動 ・追払いパトロールの継続実施 ・各種広報による啓発と情報提供	・誘引要因（廃棄・取り残しや収穫放棄農作物、野外放置生ゴミ、藪等）の除去の徹底 ・人工林の適正管理 ・里山の整備と天然林の保全 ・耕作放棄地の管理	・加害個体の捕獲（本庄群 15 頭、赤山群 10 頭で計 25 頭） ・隣接群との関係を踏まえた追払いの実施 ・生息域調査の実施

東地区 ＜群れ＞ 東群 芳刈群 本庄群	現 状	・防護柵等の設置 ・広域防護柵の設置 H15 1,133m ・接近警戒システムの設置(2基) ・防護ネット ・花火による追払い ・追払いパトロール ・広域防護柵の設置 H31 2,700m	・誘引要因(廃棄・取残し・収穫放棄農作物、野外放置生ゴミ、藪等)の除去の指導 ・園地隣接の雑木除去	・有害なサルの捕獲 ・追払いの実施 ・生息域調査の実施
	問題点	・人馴れが進み住宅への侵入や老人、女性、子供などは逆に威嚇される。 ・農作物への執着心が強く、奥山までの追払いができず効果が一時的なため、被害者の追払いが緩慢になっている。 ・接近警戒システムへの地区の理解が得られず、平成26年度から消音で対応している。	・収穫しない農作物除去の不徹底等 ・被害農地周辺に山林や河川の立木があるため侵入が容易 ・耕作放棄地の増加	・人馴れが進み人身被害の恐れがある。 ・3群の生息域が重なり被害が大きい。 ・農作物への執着心が強く被害農地付近の里山に一定期間定住化する傾向が見られる。
	対 策	・防護柵等の普及拡大・維持管理 ・接近警戒システムの有効活用 ・地域自主防除体制への支援 ・地域主体の組織的追払い活動 ・追払いパトロールの継続実施 ・各種広報による啓発と情報提供 ・広域防護柵の設置・維持管理	・誘引要因(廃棄・取残しや収穫放棄農作物、野外放置生ゴミ、藪等)の除去の徹底 ・人工林の適正管理 ・里山の整備と天然林の保全 ・耕作放棄地の管理	・加害個体の捕獲(東群 10 頭、芳刈群 15 頭で計 25 頭) ・隣接群との関係を踏まえた追払いの実施 ・生息域調査の実施
宮生地区 ＜群れ＞ 葉山群 高野群 東群 芳刈群	現 状	・防護柵等の設置 ・接近警戒システムの設置(4基) ・防護ネット ・花火による追払い ・追払いパトロール	・誘引要因(廃棄・取残し・収穫放棄農作物、野外放置生ゴミ、藪等)の除去の指導 ・園地隣接の雑木除去	・有害なサルの捕獲 ・追払いの実施 ・生息域調査の実施
	問題点	・接近警戒システムの未活用。 ・人馴れが進み住宅への侵入や老人、女性、子供などは逆に威嚇される。 ・農作物への執着心が強く、奥山までの追払いができず効果が一時的なため、被害者の追払いが緩慢になっている。	・収穫しない農作物除去の不徹底等 ・被害農地周辺に山林や河川の立木があるため侵入が容易 ・耕作放棄地の増加	・人馴れが進み人身被害の恐れがある。 ・農作物への執着心が強く被害農地付近の里山に一定期間定住化する傾向が見られる。

	対 策	・防護柵等の普及拡大・維持管理 ・接近警戒システムの有効活用 ・地域自主防除体制への支援 ・地域主体の組織的追払い活動 ・追払いパトロールの継続実施 ・各種広報による啓発と情報提供	・誘引要因（廃棄・取り残しや収穫放棄農作物、野外放置生ゴミ、藪等）の除去の徹底 ・人工林の適正管理 ・里山の整備と天然林の保全 ・耕作放棄地の管理	・加害個体の捕獲（葉山群 10 頭、東群 10 頭、高野群 10 頭、で計 30 頭） ・電波法改正に伴う接近警戒システム（1 基）の機能強化 ・隣接群との関係を踏まえ追払いの実施 ・生息域調査の実施
中川地区 ＜群れ＞ 芳刈群 葉山群 高野群	現 状	・防護柵等の設置 ・接近警戒システムの設置（5 基） ・防護ネット ・花火による追払い ・追払いパトロール	・誘引要因（廃棄・取り残し・収穫放棄農作物、野外放置生ゴミ、藪等）の除去の指導	・有害なサルの捕獲 ・追払いの実施 ・生息域調査の実施
	問題点	・接近警戒システムが碎石運搬車等の無線と混線する場合がある。 ・人馴れが進み住宅への侵入や老人、女性、子供などは逆に威嚇される。 ・農作物への執着心が強く、奥山までの追払いができず効果が一時的なため、被害者の追払いが緩慢になっている。	・収穫しない農作物除去の不徹底等 ・生息地の森林が荒廃したため、農地・農村部へと生息域が拡大している。 ・被害農地周辺に山林や河川の立木があるため侵入が容易 ・耕作放棄地の増加	・人馴れが進み人身被害の恐れがある。 ・農作物への執着心が強く被害農地付近の里山に一定期間定住化する傾向が見られる。
	対 策	・防護柵等の普及拡大・維持管理 ・接近警戒システムの有効活用 ・地域自主防除体制への支援 ・追払いパトロールの継続実施 ・各種広報による啓発と情報提供	・誘引要因（廃棄・取り残しや収穫放棄農作物、野外放置生ゴミ、藪等）の除去の徹底 ・人工林の適正管理と天然林の保全 ・里山の整備と広葉樹の育成 ・耕作放棄地の適正管理	・加害個体の捕獲（葉山群 10 頭、高野群 10 頭、芳刈群 15 頭で計 35 頭） ・電波法改正に伴う接近警戒システム（2 基）の機能強化 ・隣接群を考慮した追払いの実施 ・生息域調査の実施
中山地区 ＜群れ＞ 川口群 本庄群 * 高畠町の 時沢 I 群 と隣接	現 状	・防護柵等の設置 ・防護ネット ・花火による追払い ・追払いパトロール	・誘引要因（廃棄・取り残し・収穫放棄農作物、野外放置生ゴミ、藪等）の除去の指導	・有害なサルの捕獲 ・追払いの実施 ・生息域調査
	問題点	・人馴れが進み住宅への侵入や老人、女性、子供などは逆に威嚇される。 ・農作物への執着心が強く、奥山までの追払いができず効果が一時的なため、被害者の追払いが緩慢になっている。	・収穫しない農作物除去の不徹底等 ・被害農地周辺に山林や河川の立木があるため侵入が容易 ・耕作放棄地の増加	・人馴れが進み人身被害の恐れがある。 ・農作物への執着心が強く被害農地付近の里山に一定期間定住化する傾向が見られる。 ・本庄群の侵入は少なくなっている。

	対 策	・防護柵等の普及拡大・維持管理 ・地域自主防除体制への支援 ・地域主体の組織的追払い活動 ・追払いパトロールの継続実施 ・各種広報による啓発と情報提供	・誘引要因（廃棄・取残しや収穫放棄農作物、野外放置生ゴミ、藪等）の除去の徹底 ・人工林の適正管理 ・里山の整備と天然林の保全 ・耕作放棄地の管理	・加害個体の捕獲（川口群 10 頭で計 10 頭） ・隣接群との関係を踏まえた追払いの実施 ・生息域調査の実施
ハナレザル	現 状	・群れが生息していない地域への出沒が見られる。 ・農作物の被害地域でも住宅地へ逃げてくるなどのサルが多く見られる。 ・人間に擦り寄ってくるサルと追い詰められて凶暴化するサルがいる。 ・小屋等に侵入したり、2～3 頭の小グループで周辺を荒らすサルがいる。 ・冬季間、市街地へ出沒するサルがいる。		
	問題点	・住居地やその周辺に出沒するハナレザルは、人慣れが極度に進んでおり、威嚇行為による高齢者・女性等の精神的ダメージが出てきている。 ・偵察としてハナレザルになる場合も考えられ、いずれ群れを呼び込む可能性がある。 ・市街地等の住宅密集地では、使用する法定猟具が限定され捕獲が難しく、捕獲従事者の安全確保に十分配慮し慎重に実施しなければならない。 ・群れを成すサルよりも用心深く、しつこく被害を及ぼす傾向がある。		
	対 策	・農作物の食害のほか人的及び住宅への被害を伴う場合は捕獲する。 ・これまで被害のなかった地域へ出沒し始めたハナレザルもしくは偵察ザルについては、徹底した追払いやエサとなるものを置かないなどの対策を実施し、群れを呼び込まないようにする。 ・ハナレザル出沒地域は、サルの生態や対策の知識が少ない上、誤った知識で対処している場合が多いので、地域住民の学習を深める。		

※ 添付図面の生息分布及び被害地域図参照。

4 捕獲計画

群れの名称	生息頭数	捕獲上限数	捕獲期間
芳 刈 群	4 0 頭	1 5 頭	4 月～3 月
葉 山 群	3 5 頭	1 0 頭	
高 野 群	2 5 頭	1 0 頭	
東 群	2 5 頭	1 0 頭	
本 庄 群	3 5 頭	1 5 頭	
赤 山 群	3 5 頭	1 0 頭	
川 口 群	3 0 頭	1 0 頭	
ハナレザル	2 5 頭		
合 計	2 5 0 頭	8 0 頭	

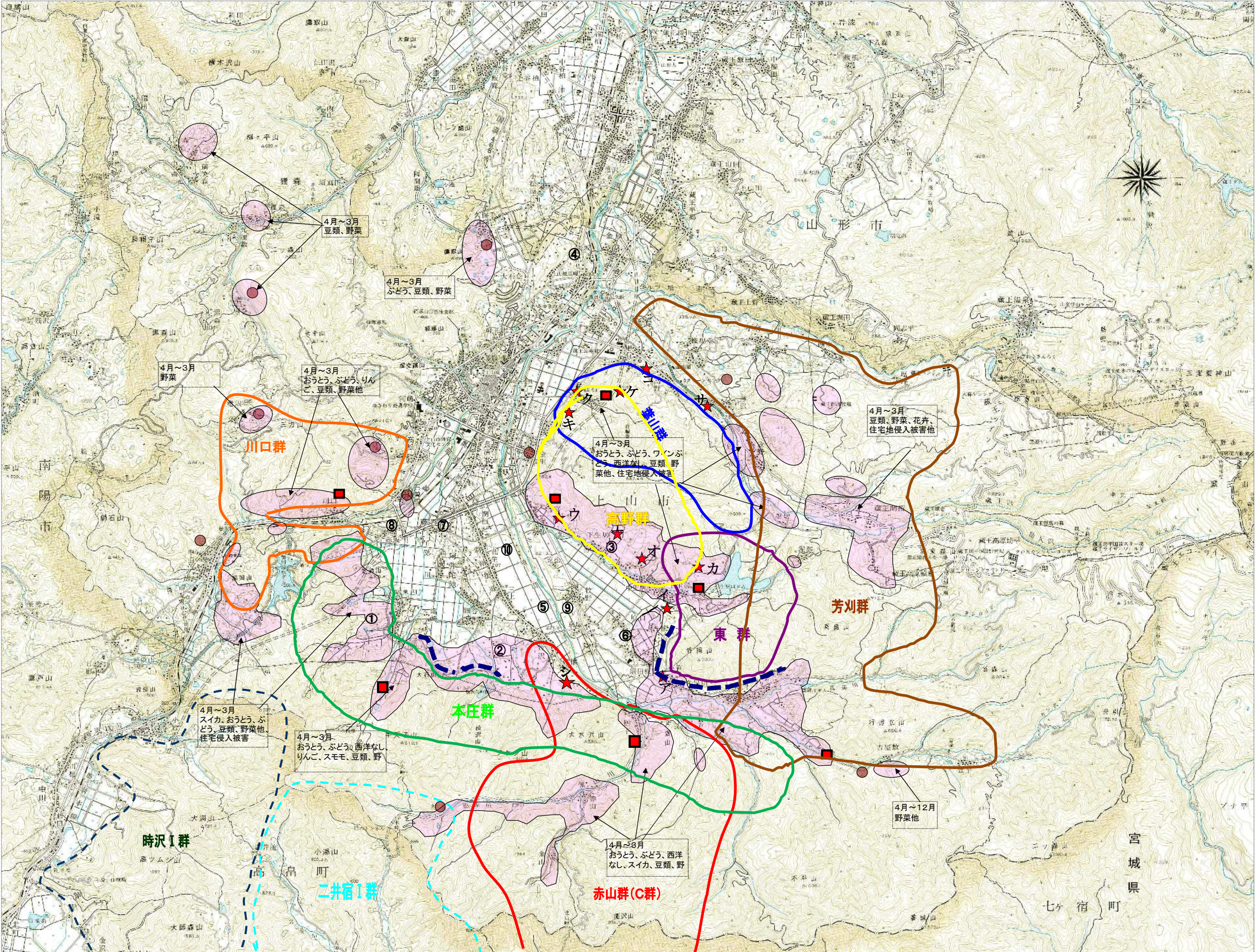
※ 捕獲上限数合計の 8 0 頭内で各群の捕獲数を調整する。また、ハナレザルの捕獲は、人への被害や威嚇、家屋侵入など大きな被害が想定される場合に捕獲上限数内で実施する。

5 計画期間

計画期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

6 生息分布及び被害区域図 別添のとおり

令和7年度 上山市におけるニホンザル生息分布及び被害地域等関係図（R7.3月現在）



凡 例

★ 接近警戒システム設置箇所
12箇所

ア 小笹地内
イ 原口地内
ウ 宮脇地内
エ 下生居地内
オ 中生居地内
カ 中生居地内
キ 糸目地内
ク 仙石地内
ケ 仙石地内
コ 甲石地内
サ 高野地内
シ 皆沢地内

..... 広域防護柵設置箇所

○ 芳刈群遊動域 40

○ 葉山群遊動域 35

○ 東群遊動域 25

○ 本庄群遊動域 35

○ 高野群遊動域 25

○ 赤山群遊動域 35

○ 川口群遊動域 30

○ 被害地域

● ハナレザル目撃地点 10

①～⑩ 遊休農地

--- 時沢Ⅰ群遊動域(高畠町)

--- 二井宿Ⅰ群遊動域(高畠町)

■ 捕獲用檻